

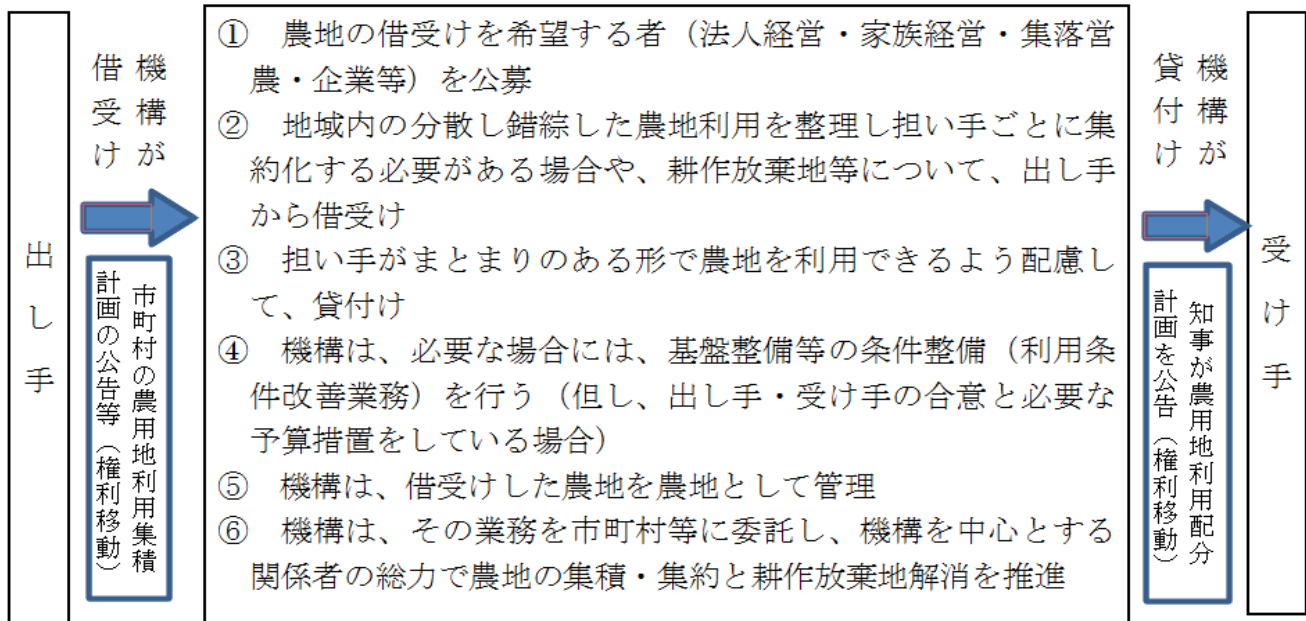
農地中間管理事業について

事業概要

この事業は、農業経営の規模拡大、耕作に供される農用地の集団化、新たな農業経営をする者の参入の促進等による農用地利用の効率化と高度化の促進を図り、農業の生産性の向上に資するために、農地中間管理機構（公益社団法人あおもり農林業支援センター）が農用地等を借り入れて、担い手に貸し付ける事業です。

《事業の仕組み》

農地中間管理機構（農地集積バンク・都道府県に1つ）



農地中間管理事業のメリットについて

◎農地中間管理機構を利用することで**出し手・受け手**双方に様々なメリットがあります。

□出し手のメリット（貸す側）

- ・機構から毎年12月20日に自動的に賃料が振り込まれます。
- ・一定の要件を満たせば、出し手と地域は機構集積協力金が受けられます。
- ・機構は公的機関で安心でき、書類の作成も行います。
- ・「特例付加年金」の受給ができます。
- ・契約期間が終わったら、農地は確実に貸出者に戻ります。

□受け手のメリット（借りる側）

- ・賃借料の支払いに口座振替を利用でき、手間がかかりません。
- ・地主（出し手）が複数いる場合でも、契約は機構とだけで済みます。
- ・機構がまとめた農地を貸し付けるので、農作業の効率化によるコストダウンが可能です。
- ・集落営農法人などは、地域集積協力金で機械・施設の更新が可能となります。
- ・機械・施設の導入助成事業の採択が有利となっています。

※事業対象者＝人・農地プランの中心経営体または農地中間管理事業の受け手

◎事業の実施方法について

機構による借り受けは以下のいずれかにより実施します。

- ・所有者（出し手）から自発的に機構へ貸付けの申出（申し出先は、市町村・農業委員会）
- ・所有者が不明等の場合は、農業委員会を通じた知事の裁定手続きによる借受け
- ・すでに受け手が決まっている場合は、その旨を話して頂き契約書の作成を行います。

機構による貸付け

- ・機構が借受希望者を募集し、その応募者に事業規程に基づき、貸付けをします。
- ・すでに出し手が決まっている場合は、その旨を話して頂き契約書の作成を行います。

※すでに相対で貸し出している畑、田に関しても本事業を利用することが出来ます。

◎農地中間管理機構利用に必要な情報

- 出し手（貸す人）、受け手（借りる人）の名前、住所
- 契約する土地の地番
- 貸出し年数
- 賃借料

◎書類作成時に持ってきて頂くもの

- 実印と印鑑証明又は認印と住民票
- その他必要に応じた書類

問い合わせ先
東北町農林水産課
〒039-2696
東北町字塔ノ沢山 1-94
電話：0176-56-3111
F A X：0175-65-5116